

**▶平成31年度保険料率について**

平成31年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率については、本年3月分(4月納付分)より現状の9.89%から9.81%に引き下げることになりました。一方、介護保険料率(全国一律)については、現状の1.57%から1.73%に引き上げとなります。

▶問合せ 協会けんぽ千葉支部 企画総務グループ ☎043-308-0522

**▶健康診断を受けましょう**

協会けんぽでは、加入者のご家族(40~74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しております。

健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しておりますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう!なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬にご自宅へお送りいたします。

▶問合せ 協会けんぽ千葉支部 健診専用ダイヤル ☎043-308-0525

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で申請により一定の障がいがあると認定された方が加入する医療保険制度です。75歳になる前月に保険証を郵送します。

**▶平成31年度の後期高齢者医療保険料率について**

保険料額は、平成30年の所得を基に7月に決定し、同月中旬頃に皆様へ通知します。


保険料は「均等割額」(年額41,000円)と「所得割額」の合計で計算します。

※所得割額を決める所得割率=7.89%、保険料の限度額=62万円

詳細は、町民課国保年金係へお問い合わせください。

**▶保険料の支払い方法**

年金からの引き落とし(特別徴収)と納付書・口座振替による納付(普通徴収)があります。

▶問合せ 町民課国保年金係 ☎2 1 1 3

平成31年度の保険料額は月額16,410円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替で納めることもできます。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度があります。

詳細は、佐原年金事務所もしくは町民課国保年金係へお問い合わせください。

▶問合せ 佐原年金事務所 ☎54 1 4 4 2、町民課国保年金係 ☎2 1 1 3